



大田 裕章 (64期) ●Hiroaki Ota

本コーナーでは、一般的な国内法律事務所を飛び出して働く弁護士に、勤務の実態等を紹介していただきます。

1 はじめに

私は、平成26年11月1日から、千代田区永田町にある全国町村会に任期付職員（常勤）として勤務しています。役職は、総務部法務支援室長で、任期は1年ごとに更新することとなっています。

全国町村会をご存じの方はそれほど多くないと思いますが、地方自治法263条の3に基づく全国的連合組織であり、地方自治の振興・発展に向けた政策に関する調査研究や国に対する要望等の政務活動を主な業務としています。全国町村会は、国の機関や地方公共団体ではなく、任意団体であるため、私の身分についても、公務員ではなく、任期付の団体職員となります。

2 全国町村会での勤務を選んだ経緯

全国には928の町村がありますが（平成28年1月1日現在）、一般的に、町村は職員数が少なく、1人の職員が複数の事務を兼務している状況にあります。そのため、条例の制定や改正に関する事務にかかる時間に限りがあります。そこで、全国町村会は、そうした町村に対する条例制定や改正の支援を行うべく、平成26年11月

1日に総務部法務支援室を設置し、室長として弁護士を任期付で採用することとなりました。

なぜ、私が全国町村会での勤務を希望したのかと申しますと、私は、平成23年12月に弁護士登録して以後、約3年間、事務所のほかの弁護士と共同受任した事件や個人で受任した事件を、毎日追われるように遂行してきました。本当にあつという間の3年間でした。ただ、立ち止まってみると、今後どのような仕事に携わっていきたいのか分からなくなっている自分がありました。事務所の所長弁護士から、「お前は一体何がやりたいんだ。」と問われ、答えられないこともありました。そうしていたところ、全国町村会での勤務のお話があり、先輩弁護士からも「一旦、事務所の外に出て働くことは、必ずや今後の良い経験になるから。」というご意見をいただき、全国町村会に常勤で勤務させていただくことを決意しました。

3 勤務実態等

(1) 業務内容

私の主たる業務は、町村に対する条例制定支援として、全国統一的な条例の制定や改正が必要となる事項について、その条例（案）を作成することです。就任した後、昨年10月に施行された番号法に基づく特定個人情報の保護に関する条例および施行規則、本年4月施行の改正行政不服審査法によって町村に求められる対応方法（条例整備を含む。）等を作成しました。これらの条例（案）等は、各町村に配布したほか、

全国町村会のホームページでも公表しました。

そして、作成した条例（案）に対する町村からの質問に答えるのも重要な業務の1つです。条例制定権は、もちろん各地方公共団体にありますので、作成した条例（案）は、あくまで「(案)」にすぎず、実際に制定・改正するに際しては、町村ごとにアレンジが加えられます。そのアレンジに関する質問に1個1個答えていくことが求められます。

また、全国町村会の会員である各都道府県町村会から依頼を受け、町村職員を対象とした研修会に、講師として出張し、講義を行うことも私の業務になります。昨年は、番号法や改正行政不服審査法に関する研修会での講義のため、全国各地に出張していました。

(2) 給与

給与は、全国町村会の給与規程に規定されている任期付研究員の棒給表にしたがって支給されています。地域手当、通勤手当、期末手当、残業手当等の各手当も支給されています。

(3) 勤務時間

勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。事務所勤務時代と比較して、朝が少し早いので、最初のうちは辛かったですが、今は大分慣れてきました。残業は、主に、町村からの質問が立て込んでいるときや出張が重なっているときには、それなりにしています。ただ、休日出勤はさほど多くなく、有給休暇や夏期休暇もいただいていますので、事務所勤務時代に比べれば、自分の時間も確保しやすい状況にあります。

(4) 勤務のやりがい

各都道府県町村会が主催する研修会に出張し、各地方の町村職員の方々と直接交流を持つことにより、多種多様な現場の声を聞くことができます。東京での弁護士生活や特定の地方公共団体に入ってしまうと、なかなかそのような機会はありませんので、大変貴重な経験をさせていただいています。

また、番号法や改正行政不服審査法など特定のテーマをじっくりと掘り下げて研究することができるのも、現在の仕事の魅力だと感じています。複数の事件を同時に遂行していかなければ

ならない弁護士生活では、到底味わえないものだと思います。

4 弁護士会とのかかわり

全国町村会での勤務を開始した後も、弁護士登録は維持しています。登録事務所も従前勤務していた事務所のままです。それは、もともと全国町村会としては弁護士資格を持った人材を採用することを希望していたので、弁護士登録を抹消することは選択肢にありませんでした。

昨年2月には、二弁弁護士業務センターで行われた自治体勤務弁護士（私は、正確には「自治体」勤務ではないのですが。）の座談会にパネリストとして参加し、組織内弁護士の立場から意見を述べさせていただきました。

5 今後の展望等

番号法および改正行政不服審査法の施行により、当面の課題であった両制度に関する法務支援が一段落しますが、今後は、法務支援室の「平時」の取組みとして、町村職員の方々を対象とした定期的な研修会等の企画を立案していきたいと考えています。

6 終わりに

私は、事務所勤務時代、人前で話すことに苦手意識を持っていました。しかし、町村職員の方々に対する講義等を数多く経験する中で、今ではその苦手意識もほぼ克服することができました。任期を全うした後は、再び事務所勤務に戻りたいと考えていますが、この克服は証人尋問等の法廷活動にも必ずや役立つものと考えています。「どんな経験がどこで生きるかわからない」をモットーに、任期を全うするまでの間、全国町村会での仕事に精を出し、町村に対する条例制定支援、ひいては地方自治の振興・発展に貢献できるよう努めて参りたいと思います。

